



■令和 7 年度税制改正大綱■

昨年 12 月に令和 7 年度税制改正大綱が公表されました。物価上昇局面における税負担の調整への対応として、所得税の基礎控除及び給与所得控除の引き上げが行われますが、さらに大学生年代の子等のアルバイトの就業調整への対応として、新たに特定親族特別控除（仮称）が導入されます。なお、大綱が公表された段階では、特に所得税の基礎控除、給与所得控除等について与党と国民民主党で合意が得られておらず、さらに協議を続けることですが、一部内容が変更となっている可能性もありますのでご留意ください。

(1) 特定親族特別控除（仮称）の導入

令和 7 年分以後の所得税について、居住者（親等）が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下である者に限ります。）の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、その親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減される仕組みが導入されます。

親族等の合計所得金額	給与収入換算	控除額
58 万円 以下	123 万円 以下	63 万円 (特定扶養控除)
58 万円 超 85 万円 以下	123 万円 超 150 万円 以下	63 万円
85 万円 超 90 万円 以下	150 万円 超 155 万円 以下	61 万円
90 万円 超 95 万円 以下	155 万円 超 160 万円 以下	51 万円
95 万円 超 100 万円 以下	160 万円 超 165 万円 以下	41 万円
100 万円 超 105 万円 以下	165 万円 超 170 万円 以下	31 万円
105 万円 超 110 万円 以下	170 万円 超 175 万円 以下	21 万円
110 万円 超 115 万円 以下	175 万円 超 180 万円 以下	11 万円
115 万円 超 120 万円 以下	180 万円 超 185 万円 以下	6 万円
120 万円 超 123 万円 以下	185 万円 超 188 万円 以下	3 万円

(2) その他の人的控除に係る所要の措置

令和 7 年分以後の所得税について、基礎控除及び給与所得控除並びに特定親族特別控除の見直しに伴い次の措置が講じられます。

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、58 万円（給与収入 123 万円）以下（現行：48 万円（給与収入 103 万円）以下）に引き上げられます。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、58 万円（給与収入 123 万円）以下（現行：48 万円（給与収入 103 万円）以下）に引き上げられます。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件が、85 万円（給与収入 150 万円）以下（現行：75 万円（給与収入 130 万円）以下）に引き上げられます。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が、65 万円（現行：55 万円）に引き上げられます。

(出典 税務懇話会)